

◎新潟県訓令第2号

総務管理部  
出納局  
地域振興局

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定により県税徴収金に係る帳票その他の書類の様式を定める訓令（平成7年3月新潟県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

令和3年1月8日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																
<p><b>第17号様式</b>（第142条関係） 支払案内書</p> <p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">（略）</td> <td style="text-align: center;"><u>第四北越銀行</u>の本店又は支店 （<u>第四北越銀行</u>県庁支店扱）</td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>（裏面）</p> <p style="text-align: center;">支払を受ける場合の注意事項</p> <p>受取場所：<u>第四北越銀行</u>の本店又は支店</p> <p>（略）</p> <p><b>第21号様式</b>（第143条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">支払案内書亡失（損傷）届</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>第四北越銀行</u>県庁支店 ㊦</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>注 1</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>本書による支払は、<u>第四北越銀行</u>の本・支店でお受け取りください。</td> </tr> <tr> <td>3～5</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	（略）	<u>第四北越銀行</u> の本店又は支店 （ <u>第四北越銀行</u> 県庁支店扱）	支払案内書亡失（損傷）届		（略）			<u>第四北越銀行</u> 県庁支店 ㊦	（略）		注 1	（略）	2	本書による支払は、 <u>第四北越銀行</u> の本・支店でお受け取りください。	3～5	（略）	<p><b>第17号様式</b>（第142条関係） 支払案内書</p> <p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">（略）</td> <td style="text-align: center;"><u>第四銀行及び北越銀行</u>の本店又は支店 （<u>第四銀行</u>県庁支店扱）</td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>（裏面）</p> <p style="text-align: center;">支払を受ける場合の注意事項</p> <p>受取場所：<u>第四銀行及び北越銀行</u>の本店又は支店</p> <p>（略）</p> <p><b>第21号様式</b>（第143条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">支払案内書亡失（損傷）届</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>第四銀行</u>県庁支店 ㊦</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>注 1</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>本書による支払は、<u>第四銀行又は北越銀行</u>の本・支店でお受け取りください。</td> </tr> <tr> <td>3～5</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	（略）	<u>第四銀行及び北越銀行</u> の本店又は支店 （ <u>第四銀行</u> 県庁支店扱）	支払案内書亡失（損傷）届		（略）			<u>第四銀行</u> 県庁支店 ㊦	（略）		注 1	（略）	2	本書による支払は、 <u>第四銀行又は北越銀行</u> の本・支店でお受け取りください。	3～5	（略）
（略）	<u>第四北越銀行</u> の本店又は支店 （ <u>第四北越銀行</u> 県庁支店扱）																																
支払案内書亡失（損傷）届																																	
（略）																																	
	<u>第四北越銀行</u> 県庁支店 ㊦																																
（略）																																	
注 1	（略）																																
2	本書による支払は、 <u>第四北越銀行</u> の本・支店でお受け取りください。																																
3～5	（略）																																
（略）	<u>第四銀行及び北越銀行</u> の本店又は支店 （ <u>第四銀行</u> 県庁支店扱）																																
支払案内書亡失（損傷）届																																	
（略）																																	
	<u>第四銀行</u> 県庁支店 ㊦																																
（略）																																	
注 1	（略）																																
2	本書による支払は、 <u>第四銀行又は北越銀行</u> の本・支店でお受け取りください。																																
3～5	（略）																																